

輪島市監査公表第 20 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 27 年 10 月 15 日

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成27年10月7日（水）企画課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成27年度監査資料（平成27年4月から8月まで）及び平成26年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○輪島市が策定した計画に沿った事業を構想・展開していく中で、多岐にわたる業務を遂行している。新交通ネットワーク事業を始め、輪島市の振興・活性化に繋がる為のイベントや集客業務などに職員一丸となり、意欲的に努力している姿勢が見て取れる。

業務多忙と推察されるが、他の関連担当課とも連携を取りながら調整力を発揮して事業を効果的に推進していくことを望むものである。

さらに、現在「輪島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を市民各層の意見をいただきながら審議中であるが、先に策定している「輪島市総合計画」をベースにし生かしながらも、活力ある地域社会をめざした、より高次で具現性をもった計画策定が必要となってくると考えられる。

理念と哲学なき行政は漂流しかねないとも推察されることから、基本コンセプトを明確にし将来にわたって明るい展望のもてる計画を策定し、その効果を検証しながら着実に施策に取り組んでいただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。